

3. ロシア連邦法律に従い、外国人は常にパスポート、ビザ、入国カード、外国人登録証を携帯する義務がある。警察官の要求に応じて、上記の書類を提示しなければならない。そして、ロシアの別の都市から戻った際には、搭乗券の半券と、eチケットのコピー、外国人登録書を提出すること。

4. 滞在期間を延長する場合は、ビザ期限が切れる2ヶ月前に以下の書類が必要になる：

- ・ 留学契約書のコピー
- ・ 写真1枚 (3x4^{センチ})
- ・ パスポート、ビザ、入国カード
- ・ 外国人登録証
- ・ 授業料領収書のコピー

をそろえ、領事・登録課に提出しなければならない。

ビザ延長料は2100ルーブル (通過ビザの場合1500ルーブル)。

外国人は新しいビザを最終ビザ有効期限日から2日後以来、また遅くとも1週間以内に受け取るにすることができる。

上記の規定に違反したり連邦入国管理局の要求に遅れた場合、45万5千ルーブルの罰金を支払う必要がある。2度以上違反した場合、国外追放・再入国禁止 (5年間) 等の措置が適用される。

国際交流部

ロシア連邦、ルスキ-島、
極東連邦大学キャンパス、
20番ビルディング651号
電話番号 (243) 265-22-24

Department of International partnership

Vladivostok,
Russky island, FEFU campus,
building 20 r. 651

Email: zakrevskaya.uv@dvfu.ru



極東連邦大学

留学生の滞在規定

***RULES OF RESIDENCE
for foreign students
FAR EASTERN
FEDERAL UNIVERSITY***

極東連邦大学における留学生の 滞在規定

1. 滞在期間中に極東連邦大学滞在規定を厳守すること。
2. 留学生が毎日授業に出席すること。授業の3割以上正当な理由なしで欠席した場合、授業料が返金されず大学から除籍されること。欠席した分の授業料は次の学期の授業料として還付できないこと。
3. 一度納付した授業料は他人の授業料として認められないこと。
4. 受験および授業料納付が遅れた場合、除籍されることもある。
5. 外国人教員課を通じて、または自分でウラジオストク市内に支店を持っているロシアの保険会社と任意医療保険契約を結ぶこと。

6. 自費でビザの発行や延長を手配すること。
7. ビザ期限が切れる場合ロシア連邦を出国すること。
8. 滞在期間中にロシア連邦を出国する場合、外国人教員課や大学寮管理室に書面で出入国予定日を通知すること。
9. 極東連邦大学寮に居住している留学生は、大学寮の利用規定、防火安全規定などの内規に従うこと。
10. 健康や生命を脅かす事件を予防するため、下記のパーソナル・ルールを守ること：

- ・夜の外出を避ける
- ・新しい知り合いに気をつける
- ・よく知らない人の家に入ったり自分の家に招待したりしない
- ・パスポートなどの書類および貴重品を大事に扱う
- ・事故が起きた場合、即座に極東連邦大学国際オフィスに報告する(265-22-24)

ロシア連邦における留学生の滞在規定

1. 留学生は下記の場合：

- ・新たにロシア連邦に入国した場合
 - ・再入国した場合
 - ・ロシア連邦国内旅行から戻ってきた場合
 - ・住所を変える場合
- 翌日にパスポート、ビザ、入国カードを極東連邦大学国際交流担当副学長オフィス（国際オフィス）の領事・登録課に持参した上、外国人登録をする。

2. 留学生は下記の場合：

- ・ロシア連邦国内旅行する場合、旅行日程と宿泊施設
- ・帰国する場合、または第三国に旅行する場合、
出国予定日と入国予定日
- ・住所を変える場合、
元の住所と新しい住所を
3日前に領事・登録課に書面で通知する。

大学寮に居住していない場合はアパートの居住証明書を提出すること。

その上で留学生は国際部に居住先所有者が保証書を書くことと共に訪れ。

